

令和6年度「体力向上授業（走）」委託事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1 件名

令和6年度「体力向上授業（走）」委託事業

2 業務内容

本市の小学生は、新体力テストの結果が埼玉県平均より低い水準となっており、新体力テストのどの種目においても課題が見られる。今年度は、本市の事業「志木っ子元気！子どもの健康づくりプロジェクト」と関連させ、「走力」の向上に重点を置き、対象である小学3年生に対して、専門的な指導技術を有する指導員による正しい姿勢、腕の振り方、足の使い方などを学べる走り方教室を実施し、「走力」を中心とした小学生の基礎的な体力向上を図るものである。

本業務において受託者は、上記の目的を達成するために実施する志木市立小学校「体力向上授業」事業に携わり、次の業務を行うものとする。

(1) 委託業務計画書の作成

受託者は、本委託業務を実施するに当たり、契約締結後、速やかに以下の項目を記載した委託業務計画書を委託者に提出し、承認を得るものとする。

ア 委託業務全体の工程表及びマネジメント計画

イ 本仕様書に示されている業務を確実に履行するための組織体制

ウ 下記(2)に係る実施方針及び児童の安全確保策

エ 連絡体制（緊急時を含む）

(2) 体力向上授業の運営

【3年生対象体力向上授業】

学習指導要領（平成29年告示）解説体育編「体育科の目標及び内容」に示された「走の運動」のねらいを達成する運動を2回実施すること。

「志木っ子元気！子どもの健康づくりプロジェクト」の取組の結果を反映させ、正しい姿勢、腕の振り方、足の使い方などの技能を習得する授業プログラムを提案し、受託者は委託者と協議の上、指導内容を決定すること。

各授業の運営にあたっては、学校ごとに総括指導員（全体の進行管理を行う）を配置すること。また、補助要員等については必要に応じ配置すること。

(3) 開催日時

日時等については委託者と協議の上決定する。なお、雨天時は体育館で実施とする場合がある。

(4) 実施時間及び参加想定人数

実施時間については、委託者と協議の上決定する。

(5) 実施場所

志木市内の公立小学校8校とする。

(6) 実施報告の提出

受託者は、全ての事業が終了後、すみやかに事業の成果が分かる報告書を作成し、志木市教育委員会学校教育課へ提出すること。

(7) その他

実施にあたって必要機材の搬入搬出等に係る経費は、全て本契約に含めるものとする。

3 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 予算

体力向上授業委託に係る予算は、2,200,000円である。

5 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 志木市の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 体力向上授業で示す運動と同等程度の競技を公立小学校において運営した実績を有する事業者であること。
- (4) 予算額の範囲内で企画を提案できること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (6) 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にないこと。
- (7) その代表者等（法人にあつてはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあつてはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等でないこと。
- (8) 公告の日から選定結果通知の日までの期間に、市の指名停止等の処置を受けていないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、手続開始決定がされており、かつ、公告日において本市の再審査を受け、競争入札参加資格を有する者は対象とする。

6 実施スケジュール

| | |
|---------------------|--------------------------|
| 実施要領の公表 | 令和6年4月26日（金） |
| 企画提案書及び見積書に係る質問提出期間 | 令和6年4月27日（土）～令和6年5月2日（木） |
| 企画提案書及び見積書に係る質問回答期限 | 令和6年5月3日（金）～令和6年5月9日（木） |
| 参加申込書提出期限 | 令和6年5月13日（月） |
| 企画提案書及び見積書提出期限 | 令和6年5月24日（金） |
| プレゼンテーション実施日 | 令和6年5月29日（水） |

| | |
|---------|----------|
| 審査結果の通知 | 令和6年6月上旬 |
| 契約の締結 | 令和6年6月中旬 |

7 プロポーザル参加申込み及び書類審査方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加申込書等を提出し、書類審査を受けるものとする。

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式1）
- ②会社概要等（様式2）
- ③業務実績（様式3）

(2) 提出部数

正1部 副5部（正は原本、副は写し）

(3) 提出方法

持参または郵送

※持参の場合

志木市役所 学校教育課

※郵送の場合の送付先

〒353-8501 志木市中宗岡1丁目1番1号

志木市教育委員会 教育政策部 学校教育課

(4) 提出期限

令和6年5月13日（月）午後5時まで

郵送の場合は、当日消印有効とする。

(5) 書類審査

上記7（1）の書類審査を実施する。

書類審査の結果については、プレゼンテーション審査の参加者として選定した者には、プレゼンテーション参加依頼書にて、選定しなかった者には書類審査結果通知書にてそれぞれ通知するものとする。

8 質問及び回答

(1) 質問書の提出

質問書（様式4）に質問事項を記載し、電子メールにて提出する。電子メールの件名は、「体力向上授業委託プロポーザルに関する質問（質問者名）」とする。

なお、電子メール送信後は、確認のため学校教育課に電話による連絡を入れること。

(2) 提出先

志木市教育委員会 教育政策部 学校教育課

(3) 受付期間

令和6年4月27日（土）～令和6年5月2日（木）午後5時まで

(4) 質問に対する回答期間

提出された質問事項を取りまとめのうえ、令和6年5月3日（金）～令和6年5月

9日（木）の期間において市ホームページにて回答を掲載する予定である。

9 プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査の参加者は、「体力向上授業委託事業候補者選定委員会」（以下「委員会」という。）に対し、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

任意の様式の中に、別表で定める評価基準項目を盛り込むこと。また、プレゼンテーションは、本事業に係る独自の提案やアピール事項のほか、別表で定める評価基準の項目についてもプレゼンテーションを行うこと。

(1) 提出書類

①企画提案書

※様式は任意とする。

※別表「プロポーザル審査に係る評価基準について」に定める評価項目、評価の視点のうち、「プレゼンテーション」欄に○印のある項目については、全て必ず記載するとともに、本事業に係る独自の提案及びアピール事項についても記載すること。

②見積書

※様式は任意とする。

(2) 提出部数

正1部 副5部（正は原本、副は写し）

(3) 提出期限

令和6年5月24日（金）午後5時

※持参の場合は志木市役所 学校教育課

※郵送の場合は、当日消印有効とする。

(4) プレゼンテーション審査実施予定日

令和6年5月29日（水）

※時間や場所等は、プレゼンテーション審査参加依頼書にて通知する。

(5) 出席者

各参加者3名以内とする。

(6) 持ち時間

プレゼンテーションは、20分以内とする。

※持ち時間は、参加者の数によって変更する場合がある。

※プレゼンテーション終了後、10分程度の質疑応答時間を設ける。

(7) プレゼンテーション審査の方法

プレゼンテーションは、原則として提出した企画提案書に基づいて行うこと。

※企画提案書以外の書類やスライド等を追加で提示することは可能とする。

※プレゼンテーションについては、本業務を受託することとなった場合に主担当として本市との窓口となる者が中心となり、説明や質疑に対する回答を行うこと。

(8) その他

プレゼンテーションで使用するスクリーン、プロジェクター、ホワイトボードは、

志木市で準備する。その他必要なものについては、参加者が用意する。

10 事業者の選定

委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの内容について、別表「プロポーザル審査に係る評価基準について」の各項目を最も評価点数の高い者を候補者として選定する。なお、最も評価点数の高かった者が2者以上いた場合には、委員全員による投票により選定する。ただし、評価点数が満点の6割に満たない場合は、候補者として選定しないこととする。

また、委員会による選定結果は、参加者すべてに書面にて通知する。

11 提出書類等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された書類等を無効とする。

- (1) 提出書類が期限内に提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) その他、本実施要領において示した条件等を満たしていない場合

12 その他

- (1) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等について、提出後は原則として記載された内容の追加及び変更を認めないものとする。
- (3) 提出された書類等は、一切返却しないものとする。
- (4) 提出された書類等は、本プロポーザルで必要な場合、複製等を行うことができるものとする。なお、参加者に無断で本プロポーザル以外の目的に使用することはできないものとする。

13 問合せ先

志木市教育委員会 教育政策部 学校教育課 担当 尾崎 秀一
電話 048-456-5367
メール g-kyouiku@city.shiki.lg.jp

(別表)

プロポーザル審査に係る評価基準について

| 評価項目 | | 評価の視点 | プレゼンテーション |
|------------|-----|---|-----------|
| 1 組織マネジメント | (1) | 教育に対する企業理念やコンセプト | ○ |
| | (2) | 指導者派遣業務遂行能力 | ○ |
| 2 業務実績 | (1) | 実施要領2(2)体力向上授業の運営で示すいずれかの運動遊びと同等程度の競技を公立小学校において運営した実績 | ○ |
| 3 指導者 | (1) | 指導者の専門性 | ○ |
| 4 指導内容 | (1) | 独自の提案やアピール | ○ |
| 5 教材教具 | (1) | 独自の提案やアピール | ○ |